

2016年2月23日

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

平成28年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見

日本生活協同組合連合会

輸入食品の安全確保のための貴省の取り組みについて、敬意を表します。

国内においては輸入食品の監視指導を着実に実施し、また、輸出国に対しては我が国の食品安全規制について周知や理解を深めるための様々な施策を推進するなど、これまでの輸入食品の安全性向上への努力は大きいものと評価します。

現在、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP協定）は加盟12か国が署名し、国会での国内承認を待つ状況です。TPP協定の大筋合意以降、消費者・国民の間では、加速する経済のグローバル化を背景に輸入食品の増加が懸念され、安全確保のための体制整備やその充実強化への関心が次第に高まっています。このような状況下で、食品安全に係るリスクコミュニケーションや情報提供の重要性、必要性を強く感じています。

以上のことを踏まえ、平成28年度輸入食品監視指導計画（案）（以下「計画（案）」）について、以下の通り当会の意見を提出いたします。

1. 検疫所の食品衛生監視員の増員を含む、監視体制の強化を図るべきです。

平成26年度を例に挙げると、輸入届出件数が年間約222万件に対し、検査件数は19.5万件、全国の検疫所の食品衛生監視員は399人でした。平成27年度は3年ぶりに7人増員され406人となりましたが、大きく強化されたとは言えない状況です。

輸入届出件数は毎年増加し続けており、TPP協定発動後には輸入量の増加に合わせ輸入動向の変化も予測され、これまでなかったリスクの発生なども考えられます。ますます水際での監視は重要となり、これまでと同等規模の監視体制では、安全確保が難しくなると考えます。食品衛生監視員の増員を図るなど、抜本的な体制強化を図るべきです。

併せて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策とし、貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携を強化すべく、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有のための工夫も必要と考えます。

2. 新制度である「輸出国登録施設制度」の確実な運用をお願いします。輸出国に対し、HACCP(危害分析・重要管理点方式)による衛生管理制度の理解を広げ、普及に努めてください。

今回の計画で、これまでの「輸入食品等事前確認制度」に FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）のガイドラインで国際標準でもある HACCP を要件として加え、新たに「輸出国登録施設制度」としたことは、大いに評価します。HACCP を衛生管理基準とする新制度に参加する輸出国・製造者が増えることは、輸入食品の安全性確保の向上、輸出国の食品安全に寄与すると考えます。そのためにも外務省とも連携し、これまで以上に輸出国とのコミュニケーションを密にとりながら、積極的に取り組んでください。

新制度を確実に運用するために、輸出国に対して HACCP への理解を広げ普及を図り、制度を利用する輸出国や製造施設を増やすための施策を行うべきです。輸出国の関係機関に対して、我が国の食品衛生規制制度・食品安全の確保に対する考え方や姿勢についての説明を行い理解を促進すること、輸出国での HACCP に関する説明会や学習会の開催、輸出国の事業者に対する広報活動等の普及活動を推進してください。

3. 食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置など、積極的且つ具体的な対応を求めます。

食品防御への対応は加工食品全般の重要な問題であり、輸入食品においても国内で生産される食品においても常に必須の課題です。また、TPP 協定発効後は、輸入量の増加や貿易の流れの変化からこれまで考えられなかったリスクが発生することも想像に難くありません。食品防御のための施策に、さらに取り組むべきです。また、世界保健機関（WHO）の国際食品安全当局ネットワーク（The International Food Safety Authorities Network ; INFOSAN）による早期警告や緊急時対応など加盟国間の情報交換を積極的に行うことも重要と考えます。

まずは、輸出国情報の収集、輸出国との二国間協議、現地調査といった様々な場面を通じ、輸出国の安全対策に関する情報収集等を強化推進してください。

また、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関との連携も強化すべきです。同時に、現場である製造業者と行政機関等の意見交換や食品加工に関わる様々なステークホルダーによる研究会を設置するなど、問題の未然防止のための施策を積極的且つ具体的に推進してください。

4. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。特に、意見交換会の開催やインターネットでの意見聴取など、より多くの消費者がリスクコミュニケーションの場に参加できるような具体的な取り組みをすべきです。

残念ながら今、実際の輸入食品の監視指導の取り組み状況やこれまでの経過などを、消費者・国民が十分に理解している状況ではありません。特にT P P協定の検討内容等が明らかになるにつれ、輸入食品の安全性が失われるのではないかと危ぶむ声も聞こえます。

消費者・国民の不安にしっかりと応えるためにも、輸入食品に関するリスクコミュニケーションの機会を増やしてください。年1回の東京及び大阪で輸入食品監視指導計画（案）に関する意見交換会だけでなく、中間報告の公表時点での意見交換会や、全国主要地方都市で複数回の意見交換会なども行なうべきです。そして、より多くの消費者が参加しやすいよう、消費者庁等他省庁とも連携し、全国各地で輸入食品についての小規模な学習会を多数開催してください。学習会では、輸入食品に関する安全確保の施策や最新情報などについて、消費者が理解できるわかりやすい説明をお願いします。

また、リーフレットなどの紙媒体やホームページでの広報だけでなく、SNSを活用した意見募集や双方向での意見交換など、新たな手法を使った多様な人々に向けたリスクコミュニケーションも進めてください。

消費者を含む様々なステークホルダーと双方向型のリスクコミュニケーションを着実にやり、消費者・国民の理解がさらに促進するよう、取り組みの強化を求めます。

以上